

山梨県公報

第千五百八十七号

平成十七年

七月十四日

木 曜 日

目 次

保安林の指定の解除の予定	五二七
土地改良区の定款の一部変更の認可	五二七
電線共同溝を整備すべき道路の指定(三件)	五二七
廃川敷地等	五二八
県営土地改良事業の完了	五二八
公 告	
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十二件)	五二八
開発行為に関する工事の完了について(二件)	五二二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	五二二
教育委員会	
山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令	五二二
公安委員会	
落札者等の決定について(四件)	五二五

告 示

山梨県告示第三百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- (一) 解除に係る保安林の所在場所
笛吹市御坂町藤野木字栗木坂山一九四九の一(次の図に示す部分に限る。)
- (二) 保安林として指定された目的
水源のかん養

- (三) 解除の理由
指定理由の消滅
- (二) 解除に係る保安林の所在場所
笛吹市御坂町上黒駒字舞台五六一八の一(次の図に示す部分に限る。)
- (一) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由
指定理由の消滅
- (一) 「次の図」は省略し、その図面を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第三百八十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成十七年七月五日野牛島土地改良区の定款の一部変更を認可した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第三百八十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	三五八号	甲府市中小河原四〇三番の二地先から 甲府市住吉二丁目一四二六番の二地先まで

山梨県告示第三百八十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区間
甲府韮崎線		
甲府市美咲二丁目一七四番の一地先から 甲府市塩部四丁目一九一八番の一地先まで		

山梨県告示第三百八十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

道路の種類	路線名	区間
甲府南アルプス線		
甲府市相生二丁目四〇一番地先から 甲府市相生二丁目四二六番の二地先まで		

山梨県告示第三百九十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 河川の名称 富士川水系 田草川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十七年七月十四日
- 三 廃川敷地等の位置 東山梨郡勝沼町大字下岩崎古婦毛千九百九十一番地先から二千五の一番地先まで
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 百八十六・八八平方メートル

山梨県告示第三百九十一号

県営土地改良事業（勝沼地区畑地帯総合整備事業）の工事は、平成十七年三月二十三日をもって完了した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

公 告

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社富士配管
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田三千五百五十五番地
 - 3 代表者の氏名 小高正敏
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一三）第四七〇号
- 四 処分の内容 管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業及び清掃施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十七年七月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 駒井土建株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市本町二丁目十二番二十四号
 - 3 代表者の氏名 駒井知子
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一四）第八九五号
- 四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年六月十三日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 佐野建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡身延町角打八百五十一番地
 - 3 代表者の氏名 佐野利雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一〇八一号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社伊東興業
 - 2 主たる営業所の所在地 塩山市上於曾千九百三十一番地二
 - 3 代表者の氏名 伊東丈夫
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第一六二二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十七日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社不二工業
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市竜ヶ丘二丁目一番十八号
 - 3 破産管財人の氏名 伊藤圭一
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一五）第三六九二号
 - 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可並びに建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 一 処分をした年月日 平成十七年六月六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 有限会社長田板金工業
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目二十番五号
 - 3 代表者の氏名 長田登
 - 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一二）第四一九六号
 - 四 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十七日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 石合建築
 - 2 主たる営業所の所在地 塩山市三日市場七百五十六番地三
 - 3 代表者の氏名 石合順策
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第四二一六号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月六日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社協栄電気
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原六百二十七番地
 - 3 代表者の氏名 佐藤真吾
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第六二五六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 高和住宅産業
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡南部町中野二千五百五十五番地一
 - 3 代表者の氏名 高橋喜友
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第六三一十九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十七日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社渡辺土建
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市鹿留百三番地十四
 - 3 代表者の氏名 渡邊貢
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一一）第六七四九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月六日 山梨県知事 山本 栄彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 鈴木電工

- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市境川町大坪五百一番地
- 3 代表者の氏名 鈴木雅宏
- 3 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第七八五五号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年五月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成十七年七月十四日

- 一 処分をした年月日 平成十七年六月二十日 山梨県知事 山 本 栄 彦
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 有限会社丸富工務所
- 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市大明見四百七十五番地
- 3 代表者の氏名 加々美重明
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一二)第八一九九号
- 四 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年六月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年七月十四日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
甲斐市竜王新町字五反田一三三の一及び一三三三の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市竜王新町百九十六番地 小宮山かねじ

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年七月十四日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
富士吉田市上吉田字立石四九二二の一の一部、四九五七内一、四九五八の一、四九五九、四九五九の二、四九五九の四、四九五九の六及び四九五九内二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南都留郡富士河口湖町西湖二千六十八番地一 株式会社ピカ 代表取締役社長 伊 沢直樹

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
平成十七年七月十四日

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 山梨県知事 山 本 栄 彦
甲斐市大下条字泉尻四八三の一、四八三の四、四八三の五、四八六の一、四八六の五、四八六の六並びに字金ノ尾六三三の六、六三三の二二及び六三三の二三の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区二番町八番地八 株式会社セブンイレブン・ジャパン 代表取締役 山口俊郎

教育委員会

山梨県教育委員会訓令甲第四号

県立学校

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年七月十四日

山梨県教育委員会

委員長 内藤 いづみ

山梨県立学校処務規程の一部を改正する訓令

山梨県立学校処務規程（昭和二十六年山梨県教育委員会訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（諸願届等の提出等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の願及び届に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて、当該願及び届に代えることができる。

3 第十一条の旅行命令簿及び第十二条の二の時間外勤務命令簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもつて、当該命令に代えることができる。

第十一条中「旅行命令簿（第三号様式及び第三号様式の二）」を「旅行命令簿（山梨県職員旅費支給規則（昭和三十三年山梨県規則第七号）別記様式その一及び別記様式その二）」に改める。

第十二条の二第一項中「（第三号様式の四）」を「（第三号様式）」に改める。

第十四条第四項中「無給休暇承認申請書」を「無給休暇願簿」に改める。

第二十条中「（電磁的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」を削る。

第三号様式、第三号様式の二及び第三号様式の三を削り、第三号様式の四を第三号様式とする。

第五号様式中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理届出人職氏名印」を「本人又は代理届出人職氏名」に改める。

第五号様式の二中「決定」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理届出人職氏名印」を「本人又は代理届出人職氏名」に改める。

第六号様式及び第六号様式の二を次のように改める。

第6号様式

無 給 休 暇 願 簿

(所属名) (職) (氏名)

決裁者 職氏名	承認月日	願出月日	休暇の種類	休暇の具体的 な内容	休暇を受けようとする期間		本人又は代 理願出人職 氏名	
					休暇を受けようとする日、期間	日・時間数		
合計								

介 護 休 暇 願 簿

(所属名)

(職)

(氏名)

決裁者 職氏名	承認月日	願出月日	要介護者 氏名	休暇を受けようとする期間		本人又は代 理願出人職 氏名
				休暇を受けようとする日、期間	日・時間数	
合計						

第八号様式中「決裁」を「決裁者職氏名」に、「本人印又は代理願出人職氏名印」を「本人又は代理願出人職氏名」に改める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

公安委員会

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月十四日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

ホストコンピュータ 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

二億二千四百五十万八千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年五月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月十四日

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号

五 落札金額

一億二千百八十六万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年五月九日

交通事故情報管理システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

NECリーヌ株式会社 東京都立川市錦町一丁目八番七号

五 落札金額

二千六百三十七万六千円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年五月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月十四日

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

KAIシステム機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号

五 落札金額

一億二千百八十六万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年五月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月十四日

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

平成十七年五月九日

● 落札者等の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十七年七月十四日

山梨県警察本部長 田 中 法 昌

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

県警WANネットワーク機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県警察本部警務部情報管理課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日

平成十七年六月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋二丁目十五番十二号

五 落札金額

二千百六万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成十七年五月九日